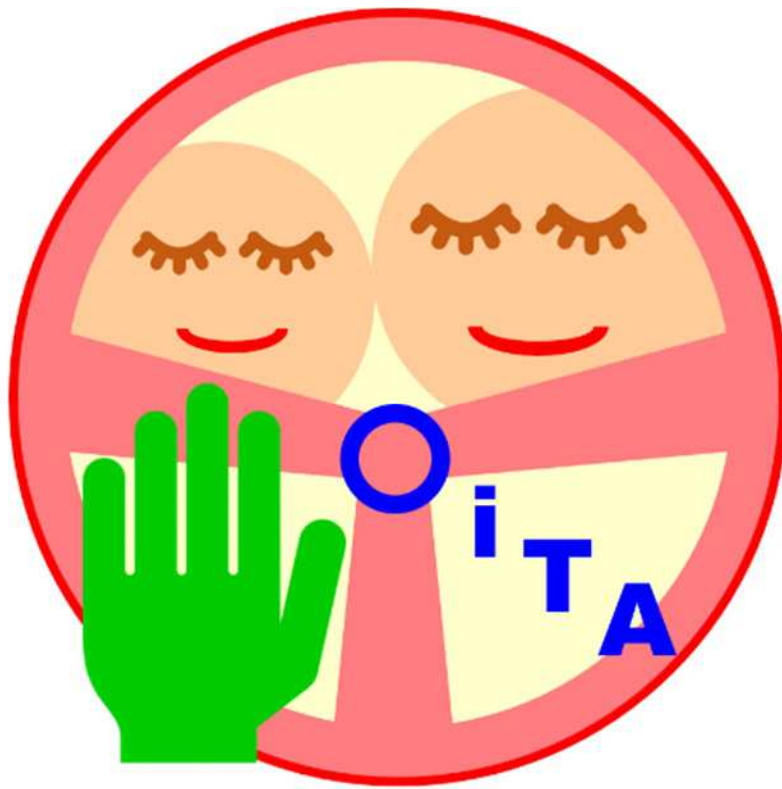


令和 7 年 6 月 3 日（火）
県庁舎本館 2 階正庁ホール

令和 7 年度大分県交通安全推進協議会委員会

議 題 資 料



大分県交通安全推進協議会

令和7年度大分県交通安全推進協議会委員会 次第

日時 令和7年6月3日（火）13時30分～

場所 大分県庁舎本館正庁ホール

1 開会

2 主催者挨拶

大分県交通安全推進協議会 副会長 桑田 龍太郎

3 議事

(1) 第1号議案

令和6年度事業報告及び収支決算について

(2) 第2号議案

交通事故遺児救済援護事業における新規交通遺児激励金及び
育英支援金の増額について

(3) 第3号議案

令和7年度事業計画及び収支予算について

(4) 第4号議案

九州製鉄所大分地区交通安全推進会の協議会脱会に伴う要綱
の改正について

4 閉会

第1号議案

令和6年度事業及び収支の現状について

第1 交通事故の発生状況

令和6年度は、第11次大分県交通安全計画に基づき、

- 死亡・重傷事故等重大事故の抑止
- 高齢者とこどもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶 ～飲酒運転を許さない気運の醸成～

を年間重点推進事項に定め事業を展開しました。

【R6交通事故発生状況】

- 死者数 28人（前年比－4人）
- 発生件数 2,125件（前年比－108件）
- 負傷者数 2,619人（前年比－148人）
 - 内、重傷者数 212人（前年比－56人）

【死亡事故の特徴】

- 高齢者事故
 - ・高齢者の死者数 19人（前年比±0人）
 - ・死者数に占める高齢者の割合 67.9%（前年比＋8.5ポイント）
- 歩行者の事故
 - ・歩行者事故の死者数 5人（前年比－3人）
- 飲酒運転に起因する事故
 - ・飲酒事故の死者数 1人（前年比－3人）

第11次大分県交通安全計画（大分県の交通安全に関する施策の大綱）

- 期間 令和3～令和7年度（5年間）
- 目標 令和7年度までに死者数を34人以下、重傷者数を220人以下
- スローガン 優しいマナーと思いやりの運転県おおいた



シンボルマーク

第2 事業実績

1 交通安全推進事業

(1) 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

① 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進

横断歩道での車の停止率全国1位の長野県の戦国武将真田幸村を用いた啓発の展開



【真田幸村を用いた動画の続編を作成】



【JAFと連携してステッカーを配布】

② 自転車等の安全利用の促進

- 日本損害保険協会と協働した啓発活動～通勤、通学生に対する呼びかけ～：大分駅北口
- 大分市と協働した啓発活動～楊志館高校の生徒による啓発～：大分駅南口
- ツール・ド・九州 2024 におけるブース出展、啓発活動：日田市特設会場



【大分損保会】



【楊志館高校の生徒】



【ツール・ド・九州 2024】

③ 交通安全フェア&白バイ安全運転競技大会の開催(9/14:大分県運転免許センター)

交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底を図るため県警と共催で実施



【交通安全フェア】



【白バイ安全運転競技大会】

④ 交通安全県民大会(9/5:ホルトホール大ホール)

- ・県民の交通安全意識の高揚と交通安全功労者の表彰のため、知事や関係団体の方々参加による大会を実施
- ・大分県警察音楽隊による、演奏・カラーガード隊による演技



【県知事による指導員感謝状の表彰】



【大分県警察音楽隊による演奏】

⑤ 交通安全ポスターコンクールの開催(7/1～9/9 募集)

- ・県民の交通安全意識高揚を目的として、啓発品の素材となるポスターを募集
- ・「横断歩道マナーアップ」と「自転車安全利用の促進」の2テーマからそれぞれ優秀作品を選定(応募総数311点)作品は大分県立美術館 OPAM において展示を実施



【大賞】東九州龍谷高校 高松 結芽さん(左)・芸術緑丘高校 長尾 純鈴さん(右)



(2) 高齢者とこどもの交通事故防止

① 参加・体験型講習会の開催「新しいいき交通安全体験講座」

市町村、警察本部との協働により、シミュレータを活用した講習会を県内各地で開催
(R6年度:45回・873人が参加)

② 運転免許自主返納支援制度の周知

講習会の機会を通じ、運転に不安を感じる高齢者に対し、市町村等が行う支援制度を周知

3 【体験講座】



②【運転免許自主返納制度周知チラシ】



(3) 飲酒運転の根絶～飲酒運転を許さない気運の醸成～

① FMラジオ番組「飲んだらのれん劇場」の放送(7～8月、12月の2期)

飲酒機会の増えるお盆時期・年末年始に、コミカルな掛け合いの寸劇番組を放送

【回 数】毎週木曜日の午後7時前に5分間(5回放送)

【テーマ】飲酒運転の危険性、厳しい罰則、飲酒同乗罪等



② 飲酒運転根絶フェア(12/10: 竹町ドーム広場)

知事挨拶によるオープニングの後、大分太鼓堂おおい太鼓倶楽部大人グループによる勇壮な和太鼓演奏・関係者による街頭啓発活動により飲酒運転根絶を呼びかける



【県知事挨拶】



【大分太鼓堂おおい太鼓倶楽部大人グループによる和太鼓演奏】

(4) 四季の運動

① 春の全国交通安全運動開始式(4/5:大分県庁舎本館正面玄関広場)

県内のテレビ局で活躍されている5名のアナウンサーを交通安全アンバサダーに委嘱しての開始式

② おおいた夏の事故ゼロ運動開始式(7/12:大分マリンパレス水族館「うみたまご」)

ペンギンを交通安全アニマル大使に委嘱し、神崎小学校1・2年生と共に横断歩道の安全な渡り方を模範演技

③ 秋の全国交通安全運動開始式(9/20:大分県庁正庁ホール)

県内唯一のプロサイクルレーシングチーム「スパークル大分レーシングチーム」による安全宣言・街頭啓発活動

④ おおいた冬の事故ゼロ運動開始式(12/11:大分県庁舎本館正庁ホール)

県警主催の動画コンテスト「おおいた高校生交通安全S-1グランプリ2024」においてグランプリ・準グランプリを獲得した、宇佐高校放送部の生徒による交通安全宣言



① 【春:県内5局のアナウンサーと活動】



② 【夏:交通安全アニマル大使】



③ 【秋:スパークル大分による交通安全宣言】



④ 【冬:宇佐高等学校放送部生徒による交通安全宣言】

(5) その他

① 大分県交通安全教育講師派遣事業(県事業)

大分県では依頼に基づき、知事が委嘱した交通安全に対する熱意と理解を有し、知識が豊かで社会的信望がある10名の講師を派遣する事業を行いました。

令和6年度は、延べ129回7,316名の方に対し、交通安全教育を実施しました。

対象は、全世代で保育園児・幼稚園児や、高校生、企業に至るまで様々で、内容についても、横断歩道の渡り方、自転車の交通ルール、飲酒運転事故防止など様々です。



交通安全教育講師派遣事業

ホームページ

2 交通事故遺児救済援護事業

(1) 交通事故遺児 人数推移

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
家庭数	36	30	30	24	22	24
人数	48	40	42	34	33	33

(2) 給付事業(R6 年度)

給付内容	金額	人数
新規交通遺児激励金	20,000 円	1 人
入学祝金(小 1、中 1)	50,000 円	4 人
修学旅行助成金(小 5・6)	20,000 円	0 人
修学旅行助成金(中 2)	30,000 円	5 人
家族ふれあい旅行助成金(小 5)	50,000 円	0 人
文化鑑賞・スポーツ観戦等助成金(小・中)	20,000 円	20 人
クリスマスプレゼント(小・中)	20,000 円	20 人
中学卒業祝金(中 3)	100,000 円	5 人
育英支援金(16～18 歳)	30,000 円	13 人

(3) 寄附金の収納状況(R6 年度)

区分	件数	金額
一般寄附	13 件	1,538,497 円
募金箱	18 件	451,858 円
合計	31 件	1,990,355 円

※ 大分県交通事故遺児等援護基金への寄附は除く

(4) 交通遺児救済援護事業への寄附金贈呈式

寄附があれば県庁で贈呈式を行い、10 万円以上の寄附をいただいた企業等に対して、知事名の感謝状を贈呈しています。



【寄附金贈呈式後の記念撮影】



【募金箱】振興局、市町村、警察署交通課等の窓口に設置

令和6年度大分県交通安全推進協議会収支精算書(案)

収 入 の 部

(単位:円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減(A-B)	備考
交通安全推進事業会計				
補助金	4,000,000	4,000,000	0	県補助金
預金利息	1,000	778	△ 222	
雑収入等	0	0	0	
小 計	4,001,000	4,000,778	△ 222	
救済援護事業会計				
補助金	4,700,000	4,700,000	0	県補助金(基金)
繰越金	3,710,000	3,709,300	△ 700	
寄附金	2,000,000	1,990,355	△ 9,645	交推協あて寄附
預金利息	1,000	2,612	1,612	
雑収入等	0	0	0	
小 計	10,411,000	10,402,267	△ 8,733	
収 入 計	14,412,000	14,403,045	△ 8,955	

支 出 の 部

(単位:円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減(A-B)	備考
交通安全推進事業会計				
報償費	150,000	234,795	84,795	表彰物品購入費・イベント司会料
旅費	5,000	9,060	4,060	旅費(冬の運動開始式出演者)
印刷消耗費	1,705,000	2,098,291	393,291	啓発品等の製作費
食糧費	10,000	9,810	△ 190	県民大会お茶代
広告料	0	20,000	20,000	フォトコンテスト副賞に係る経費
通信運搬費	1,000	26,172	25,172	切手代
使用料及び賃借料	200,000	139,530	△ 60,470	イベント会場使用料等
その他(委託料)	1,900,000	1,404,810	△ 495,190	イベント運営委託料等
その他(手数料)	30,000	58,310	28,310	振込手数料等
小 計	4,001,000	4,000,778	△ 222	
救済援護事業会計				
運営費				
人件費	2,700,000	2,514,535	△ 185,465	書記1名
報償費	5,000	0	△ 5,000	
旅費	5,000	0	△ 5,000	
印刷消耗費	400,000	399,583	△ 417	事務用品等購入費
光熱水費	30,000	22,550	△ 7,450	県庁舎使用に伴う負担金
通信運搬費	50,000	47,668	△ 2,332	iPad通信料
使用料及び賃借料	20,000	39,573	19,573	庁舎使用料
その他(手数料)	30,000	24,370	△ 5,630	振込手数料
内 計	3,240,000	3,048,279	△ 191,721	
援護事業費				
援護事業費 計	2,330,000	2,060,000	△ 270,000	交通事故遺児への助成
新規交通遺児激励金	60,000	20,000	△ 40,000	
入学祝金	250,000	200,000	△ 50,000	
修学旅行助成金	220,000	150,000	△ 70,000	
家族ふれあい旅行助成金	100,000	0	△ 100,000	
クリスマスプレゼント助成金	420,000	400,000	△ 20,000	
中学卒業祝金	500,000	500,000	0	
文化・スポーツ鑑賞助成金	420,000	400,000	△ 20,000	
高校生等育英支援金	360,000	390,000	30,000	
その他	0	0	0	
印刷消耗費	400,000	0	△ 400,000	
通信運搬費	10,000	0	△ 10,000	
その他(委託料)	70,000	0	△ 70,000	
寄附金(積立)	1,800,000	2,402,966	602,966	大分県交通事故遺児等援護基金積立
予備費	2,561,000	0	△ 2,561,000	
内 計	7,171,000	4,462,966	△ 2,708,034	
小 計	10,411,000	7,511,245	△ 2,899,755	
支 出 計	14,412,000	11,512,023	△ 2,899,977	

(事業収入)
14,403,045

-

(事業支出)
11,512,023

=

(令和7年度へ繰越)
2,891,022

監査報告書

大分県交通安全推進協議会の令和6年度の会計監査を下記のとおり実施したので報告します。

記

令和7年4月25日に令和6年度決算書に基づき関係帳簿並びに証票を精査した結果、適正な事務処理が行われており指摘事項はありません。

令和7年4月25日

監事

株式会社大分銀行 営業戦略部長

仲 摩 典 幸



監査報告書

大分県交通安全推進協議会の令和6年度の会計監査を下記のとおり実施したので報告します。

記

令和7年4月22日に令和6年度決算書に基づき関係帳簿並びに証票を精査した結果、適正な事務処理が行われており指摘事項はありません。

令和7年4月22日

監事

大分県警察本部警務部会計課長

安藤

宏



第2号議案

交通事故遺児救済援護事業における 新規交通遺児激励金及び育英支援金の増額について

大分県交通安全推進協議会交通遺児救済援護事業実施要領第8条に定められた別表記載の交通遺児救済援護給付事業内容について、下記増額案に基づいて改正するもの。

- 増額案 1 新規交通遺児激励金の給付対象を小・中学生のみでなく、高校生等（中学校卒業後3年間、以下「高校生等」）にも拡大し、給付金額を現行の2万円から5万円とする。
- 増額案 2 育英支援金を、現行の3万円から6万円とする。

増額理由

交通事故遺児数減少により、給付総額が年々減少していることに加え、昨今の物価高騰を受け、県内私立高校の校長から、「高校生に対する給付を増額してほしい。」との要望もあり、他府県の支援状況を調査し、給付内容の見直しを検討することとした。

1 「新規交通遺児激励金」の給付対象の拡大及び給付金の増額

(1)給付対象の拡大

本県では新規交通遺児激励金の対象を小・中学生に限定していたところ、新規交通遺児激励金を給付している他県では小・中学生と高校生等との区別がなかったことから、給付対象を高校生等にも拡大する。

(2)給付金の増額

全国で新規激励金を給付しているのは4県であり、その給付額（平均額、中央値）については下表のとおりで、他県と同水準としたい。

大分県	平均額（4県）	中央値（4県）
2万円→ 5万円	6万円	5万円

※所得制限なし ※R5 宮城県による全国調査結果より

2 「育英支援金」の増額

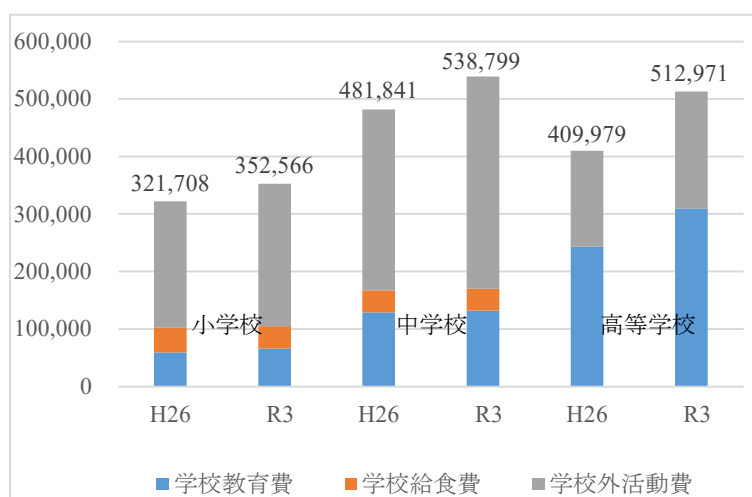
(1) 学習費総額の推移

今回増額を検討するうえで育英支援金が創設された H26 時点と最新調査時点の R3 時点と比較することで増額案 2 の妥当性を検討する。

表 1 のとおり、H26 と R3 の年間学習費総額を比較すると、小・中・高ともに増額しており、それぞれ 30,858 円、56,958 円、102,992 円の増額で、増額幅は高等学校が最も大きかった。

また、増加率を比較するとそれぞれ 9.6%、11.8%、25.1%と増加率についても高等学校が最も大きく、高校生のある家庭における金銭的負担が急激に大きくなっている。

表 1 学校種別（公立）学習費総額の推移（年額）



※文部科学省による「令和 3 年度子供の学習費調査の結果」

(2) 給付金の増額

次に、表 2 において大分県で実施する高校生等への 3 年間の給付総額と他府県で実施している 3 年間の給付総額を比較する。なお、本表は同様の支援事業を実施する 16 府県の高校生 3 年間の給付総額の平均値及び中央値を比較したもの。

本表のとおり、平均値は 25.4 万円、中央値は 16.5 万円であることから、本県における高校生等への 3 年間の給付総額を 18 万円（6 万円／年）に増額し、他県と同水準の給付額としたい。

表2 学校種別(公立)の本県と他府県との比較

	大分県	平均値（16府県）	中央値（16府県）
高校生等（3年間）	9万円→ 18万円	25.4万円	16.5万円
（参考）中学生（3年間）	30万円		
（参考）小学生（6年間）	36万円		

※所得制限なし ※R5 宮城県による全国調査結果より

新旧対照表 交通遺児救済援護事業改正案

改正案	現行
別表（第8条関係）	別表（第8条関係）
交通遺児救済援護給付事業	交通遺児救済援護給付事業
新規交通遺児激励金の贈呈 新たに交通遺児に認定された小・中学生及び高校生等に 5万円 を贈呈	新規交通遺児激励金の贈呈 新たに交通遺児に認定された小・中学生_____に 2万円 を贈呈
入学祝金の贈呈 小・中学校の新入生に5万円を贈呈（小・中学校入学前に交通遺児となった者で、入学後に新たに認定された1年生にも贈呈）	入学祝金の贈呈 小・中学校の新入生に5万円を贈呈（小・中学校入学前に交通遺児となった者で、入学後に新たに交通遺児に認定された1年生にも贈呈）
修学旅行助成金の贈呈（春・秋） 修学旅行対象者に、小学生2万円、中学生3万円を贈呈	修学旅行助成金の贈呈（春・秋） 修学旅行対象者に、小学生2万円、中学生3万円を贈呈
家族ふれあい旅行助成金の贈呈 旅行を希望する小学5年生の家族に5万円を贈呈	家族ふれあい旅行助成金の贈呈 旅行を希望する小学5年生の家族に5万円を贈呈
クリスマスプレゼントの贈呈（12月） 小・中学生全員に2万円を贈呈	クリスマスプレゼントの贈呈（12月） 小・中学生全員に2万円を贈呈
中学卒業祝金の贈呈 中学卒業生に10万円を贈呈	中学卒業祝金の贈呈 中学卒業生に10万円を贈呈
文化鑑賞・スポーツ観戦等助成金の贈呈（夏季） 小・中学生全員に2万円を贈呈	文化鑑賞・スポーツ観戦等助成金の贈呈（夏季） 小・中学生全員に2万円を贈呈
育英支援金の贈呈 中学校卒業後の3年間の各年度当初に 6万円 を贈呈（新たに交通遺児に認定された場合は、認定日の属する年度当初から贈呈）	育英支援金の贈呈 中学校卒業後の3年間の各年度当初に 3万円 を贈呈（新たに交通遺児に認定された場合は、認定日の属する年度当初から贈呈）
その他交通遺児のために必要と認める救済援護事業（随時）	その他交通遺児のために必要と認める救済援護事業（随時）
※小・中学校は、第2条第2号に相当する学校を含む。	※小学校及び中学校は、第2条第2号に相当する学校を含む。

大分県交通安全推進協議会交通遺児救済援護事業実施要領 (改正案)

(目的)

第1条 この要領は、大分県交通安全推進協議会要綱第3条第4号に規定する交通遺児等に対する救済援護事業を実施するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 交通事故

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車又は列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。

(2) 児童生徒

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校等」という。）に在学する者並びに中学校卒業後、保護者から扶養されている者をいう。

(3) 保護者

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する児童を現に監護する者又は同法第6条の4に規定する里親をいう。

(4) 交通遺児

交通事故により保護者のいずれか又は両方を失った児童生徒（当該交通事故当時、胎児であった者も含む。）をいう。ただし、保護者の再婚により新たに両親を得た者は除く。

(事業)

第3条 大分県交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）は、交通遺児の福祉の向上を目的とした給付（以下「救済援護」という。）を行うものとする。

2 救済援護は交通遺児が18歳に達した日の属する年度末まで行うものとする。

(救済援護の要件)

第4条 協議会は、次に掲げる(1)及び(2)の要件を備えている者に対して救済援護を行うものとする。

(1) 交通遺児であること

(2) 保護者が大分県内に居住していること

(交通遺児の情報)

第5条 協議会は、交通遺児が在学する学校を管轄する教育委員会及び学校等の校長から、交通遺児とその保護者について情報の提供を受けることができる。

2 協議会は、前項の情報に基づき、交通遺児の保護者に対して救済援護の希望の有無について確認を行うものとする。

(交通遺児の認定及び救済援護受給の申請)

第6条 救済援護を希望する交通遺児の保護者は、交通遺児認定及び救済援護給付申請書(様式1)に住民票の写し(世帯全員、世帯主の氏名、続柄が記載されたもの。マイナンバーが記載されていないもの。複写も可。)及び交通事故証明書等(複写も可。)を添付して、大分県交通安全推進協議会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。

(救済援護の決定)

第7条 会長は、前条の申請を受理した場合は、審査により交通遺児の認定及び救済援護の可否を決定し、交通遺児認定及び救済援護事業給付決定書(様式2)により、交通遺児の保護者へ通知しなければならない。

2 協議会は必要に応じて、申請の内容について調査し、又は申請者に追加資料の提出等を求めることができる。

(給付事業)

第8条 救済援護の事業項目、時期等については、別表のとおりとする。

2 救済援護の詳細については、毎年度協議会の委員会において決定する。

(異動届)

第9条 給付が決定した交通遺児(以下「受給者」という。)に次の各号の事由が発生したときは、保護者はすみやかに受給者異動届(様式3)により、会長に届け出なければならない。

- (1) 受給者が死亡したとき
- (2) 保護者、受給者の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき

(年度更新手続き)

第10条 次年度も救済援護を希望する場合は、救済援護事業に係る現況届(様式4)に住民票(第6条記載の住民票の写しに同じ。)を添付して、会長に提出するものとする。なお、提出の時期については、協議会から通知をするものとする。

(救済援護の取消し)

第11条 会長は、救済援護を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、救済援護を取り消すことができる。

- (1) 受給者が死亡したとき
- (2) 受給者及びその保護者が、救済援護の辞退を申し出たとき
- (3) 受給者及びその保護者が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (4) 偽りの申請その他不正手段により救済援護を受けたとき、又は救済援護を受けた者が当該救済援護を目的以外に使用したとき

(救済援護の返還)

第12条 会長は、前条の規定により救済援護の決定を取り消したときは、支給した救済援護の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 大分県交通安全推進協議会交通遺児救済援護事業に関する要綱及び大分県交通安全推進協議会救済援護事業における交通遺児認定要領は廃止する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 3 日から施行する。

(※様式 1 ～ 4 略)

別表（第8条関係）

交通遺児救済援護給付事業

小・中学生

新規交通遺児激励金の贈呈 新たに交通遺児に認定された小・中学生及び高校生等に <u>5万円</u> を贈呈
入学祝金の贈呈（4月頃） 小・中学校の新入生に5万円を贈呈
修学旅行助成金の贈呈 修学旅行対象者に、小学生2万円、中学生3万円を贈呈
家族ふれあい旅行助成金の贈呈（6～7月頃） 旅行を希望する小学5年生の家族に5万円を贈呈
クリスマスプレゼントの贈呈（12月） 小・中学生全員に2万円を贈呈
卒業祝金の贈呈（3月頃） 中学卒業生に10万円を贈呈
文化鑑賞・スポーツ観戦等助成金の贈呈（7～8月頃） 小・中学生全員に2万円を贈呈

高校生等（中学校卒業後3年間）

育英支援金の贈呈 中学校卒業後の3年間の各年度に <u>6万円</u> を贈呈

その他

その他交通遺児のために必要と認める救済援護事業（随時）

- ※ 小学校及び中学校は、第2条第2号に相当する学校を含む。
- ※ 新たに交通遺児に認定された場合は、認定日の属する年度当初まで遡り贈呈する。ただし、当該年度に交通遺児の要件を満たす事実が発生した場合は、その日を限度とする。

第3号議案

令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

第1 基本方針

1 大分県交通安全県民運動実施要綱に基づく運動の推進

令和7年度大分県交通安全県民運動実施要綱 参照

(1) 街頭啓発日

毎月1日・毎月20日

(2) 四季の運動

春：令和7年 4月 6日（日）～令和7年 4月15日（火）

夏：令和7年 7月10日（木）～令和7年 7月16日（水）

秋：令和7年 9月21日（日）～令和7年 9月30日（火）

冬：令和7年12月11日（木）～令和7年12月17日（水）

(3) 大分県交通安全県民大会

令和7年9月5日 午後 J:COM ホルトホール大分（大ホール）

(4) 飲酒運転根絶フェア

令和7年12月9日（大分市竹町ドーム広場）

(5) 令和7年度大分県交通安全推進協議会 委員会

令和7年6月3日（火）13：30～ （県庁舎2階 正庁ホール）

(6) その他

街頭啓発、各種イベント会場における広報・啓発

令和7年度
大分県交通安全県民運動実施要綱

まもろう!! 命と交通安全

~~ヘルメット着用~~

~~ながら運転~~

~~交差点で
一時停止~~

~~2人乗り~~

~~夜間
ライト点灯~~

~~並走~~



令和6年度大分県交通安全ポスターコンクール「大賞」

高松 結芽 さん

大分県交通安全推進協議会

令和7年度 大分県交通安全県民運動実施要綱



1 目的

この運動は、「第11次大分県交通安全計画」(令和3～7年度)に基づき、県民一人ひとりに交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図るための県民総ぐるみ運動を展開し、交通事故を抑止することを目的としています。

2 期間

令和7年4月1日(火)から翌年3月31日(火)までの1年間

3 スローガン

優しいマナーと思いやりの運転導 おおいた



4 運動の推進事項

● 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

- 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
- 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

● 高齢者とこどもの交通事故防止

- 高齢者とこどもの安全な通行の確保
- 参加体験型教育など、効果的な交通安全教育の実施
- 運転に不安を覚える高齢者への支援・助言

● 飲酒運転の根絶 ～ 飲酒運転を許さない気運の醸成 ～

- 罰則や危険性の周知など、飲酒運転根絶に向けた啓発の強化
- 飲酒運転を発見したときの通報努力義務の周知
- アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知



5 街頭啓発日等

以下の日程に合わせたタイムリーかつ効果的な啓発をお願いします。

～車も自転車も 飲んだらのれん～

(1) 街頭啓発日

毎月 1日	交通マナーアップの日
毎月20日	県民交通安全日
	飲酒運転根絶県民運動の日

(2) 年間行事

春の全国交通安全運動	4月 6日(日)～ 4月15日(火)	10日間
自転車月間	5月 1日(木)～ 5月31日(土)	31日間
おおいた夏の事故ゼロ運動	7月10日(木)～ 7月16日(水)	7日間
交通安全県民大会	9月 5日(金) J:COMホルトホール大分	
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～ 9月30日(火)	10日間
飲酒運転根絶キャンペーン	12月 1日(月)～12月20日(土)	20日間
飲酒運転根絶フェア	12月 9日(火) ガレリア竹町ドーム広場	
おおいた冬の事故ゼロ運動	12月11日(木)～12月17日(水)	7日間

1 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

(1)横断歩道での交通ルール遵守とマナーアップ推進

- 運転者・自転車利用者
横断歩道では歩行者の有無を確認
歩行者がいれば必ず一時停止！
- 歩行者
横断時は、手をあげるなど、**ドライバーに意思表示を！**
止まってくれたドライバーに、会釈をするなど、
感謝の気持ちを伝え、思いやりの連鎖を！

止まらぬかー!!

この先、
横断歩道ぞ!



(2)自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- 自転車等の利用者は**ヘルメットを着用**
- 交通ルールを守って安全運転
～ながらスマホ・酒気帯び運転の罰則強化～
- 事故率の高い中高生や高齢者は特に注意
- 自転車等は保険への加入が義務です！
- 自転車等は定期的な点検・整備をしよう！

○自転車安全利用五則

- 1.車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2.交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3.夜間はライトを点灯
- 4.飲酒運転は禁止
- 5.ヘルメットを着用

(3)夕暮れ時と夜間の交通事故防止

ショウタイム

～「照TIME-17」の推進～

- 運転者・自転車利用者
早めのライト点灯とハイビームの活用を心がけよう
※ハイビームが基本！ロービームはすれ違い用！
※過去5年間、夜間に車が歩行者をはねた死亡事故において、
ドライバー全員が、ロービーム走行でした(R2～R6)
- 歩行者
夕暮れ時や夜間等の外出は**明るい服装と反射材用品等を着用**しよう
※過去5年間、夜間に車にはねられ死亡した歩行者の多くが、
反射材を着用していませんでした(27人/29人、R2～R6)



(4)全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 一般道でも後部座席のシートベルト着用は義務です
- こどもたちを守るために、チャイルドシートは正しく使用しよう

2 高齢者とこどもの交通事故防止

(1)高齢者とこどもの安全な通行の確保

- 高齢者やこどもに**優しいマナー**と**思いやりのある運転**をしよう
- 病院、高齢者施設、学校の周辺、通学路等では、より一層注意をしよう

安全運転相談窓口は
#8080です

(2)参加・体験型教育など、効果的な交通安全教育の実施

- 参加・体験型の交通安全教育(講習)により、身体機能の変化を確認しよう



(3)運転に不安を覚える高齢者への支援・助言

- サボカーなど安全な車を使用しよう
- 運転に不安を覚えたら
 - ①自分の体調・天候・時間帯などを考えた、「マイルール運転」を考えよう
 - ②運転免許自主返納を家族で考えよう



大分県 HP



「マイルール運転」や「運転免許自主返納」を考えてみませんか？
詳しくは県のホームページをご覧ください

3 飲酒運転の根絶

～飲酒運転を許さない気運の醸成～

(1) 罰則や危険性の周知など、飲酒運転根絶に向けた啓発の強化

- 幅広い世代に厳しい罰則(懲役、罰金、免許取消)や危険性を周知しよう

酒酔い運転……5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
免許取消欠格期間3年
酒気帯び運転……3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
免許取消欠格期間2年又は免許停止90日間



(2) 飲酒運転を発見したときの通報努力義務の周知

- 飲酒運転発見時の警察官への通報は、「飲んだらのれん条例」で努力義務となっています
- 飲酒運転を見かけたら、**勇気を持って110番通報**しよう

(3) アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知

- 依存症等アルコール相談窓口
 - 県内各保健所
 - ころとからだの相談支援センター(097-541-6290)



相談支援センターHP

第11次大分県交通安全計画

～今年度が最終年度!～

～大分県の交通安全の基本方針～

- 計画の期間：令和3～7年度まで
- 目標：死者数34人 重傷者数220人 以下
- スローガン：優しいマナーと思いやりの運転県おおいた



優しいマナーと思いやりの
運転県おおいたシンボルマーク

交通安全教育事業 (県のホームページ参照)

- 「交通安全教育講師派遣事業」を無料で行っています
- 「交通安全教育DVD無償貸し出し事業」も行っています

お問合せ先 県交通安全推進班 097-506-3062

交通事故遺児被害者支援事業

- 県民の皆様からの浄財(寄付金)により、交通事故により保護者を亡くされた遺児の方に、各種助成金を給付しています。
募金箱を各市町村役所(場)・警察署・県振興局など、県下約150か所に設置しているほか、お振込みによる寄付も可能です。

お問合せ先 協議会事務局 097-506-3063

- 交通事故にお困りの方を対象に「交通事故相談所」を開設しています。
電話相談や各地域への巡回も行っています。
お気軽にお問い合わせください。(相談無料)

お問合せ先 県交通事故相談所 097-506-2166



大分県交通安全推進協議会
事務局:大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先:097-506-3062(3063)



第2 事業計画

1 主な年間行事

※ 毎月1日(交通マナーアップの日)、20日(県民交通安全日、飲酒運転根絶県民運動の日)は、早朝や夕刻の街頭啓発を行います。

	月日	行事	取組
4月	4/6～4/15	春の全国交通安全運動	新入学園児・児童の事故防止のための通学路等での街頭啓発・情報発信
5月	5月中	自転車月間	○道交法・自転車条例に基づくヘルメット着用促進のための啓発 ○事故割合の高い中学・高校生への交通ルール遵守徹底の呼びかけ
6月	6/3	委員会	
7月	7/10～7/16	おおいた夏の事故ゼロ運動	夏休みシーズンの事故防止徹底を図るための街頭啓発や情報発信
	7/1～9/9	交通安全ポスターコンクール	啓発ポスター等の原画作品を広く県民から募集 ポスター制作を通じて県民の交通安全意識の高揚を図る
8月			暑さからくる漫然運転防止のための広報啓発等
9月	9/5	交通安全県民大会 (ホルトホール)	○県民の交通安全意識高揚と交通安全功労者の表彰のため、知事出席の大会を実施 ○「第2部」として講演会等の啓発イベントを検討
	9/21～9/30	秋の全国交通安全運動	日没時間が早まる秋口の夕暮れ時・夜間の事故防止のため、「早めのライト点灯」、「反射材の着用」等の街頭啓発や情報発信
10月			夕暮れ時・夜間の事故防止の啓発
11月			
12月	12/1～12/20	飲酒運転根絶キャンペーン	飲酒機会の増える年末・年始の飲酒運転を抑止するため、「飲んだらのれん」を合い言葉とした街頭啓発や各種メディアでの情報発信
	12/9	飲酒運転根絶フェア	知事、県議会議員、交通安全協会、交通安全母の会等参加による大会。 県民参加の啓発イベントで飲酒運転防止を呼びかける
	12/11～12/17	冬の事故ゼロ運動	飲酒運転の根絶や夕暮れ時と夜間の事故防止等呼びかけるための街頭啓発や情報発信
1月			冬季の事故防止
2月	2月中	幹事会	
3月			新入学期児童の事故防止のための広報啓発

2 通年事業

- ① 交通遺児救済援護事業 令和7年5月末現在(調査中):22家庭30名の交通遺児を認定
季節のイベントに合わせ支援金を贈呈
○入学祝い金(5万円)
○修学旅行助成金(2～3万円)
○中学校卒業祝い金(10万円) など
- ② 交通事故遺児援護基金への寄附金受付
交通安全推進協議会(事務局)で随時受け付けています(金額の多寡は問いません)。
皆さんの気持ちが交通遺児の励みになります。

令和7年度大分県交通安全推進協議会収支予算書(案)

収入の部

(単位:千円)

科 目	7年度予算額(A)	6年度予算額(B)	比較増減(A-B)	備 考
交通安全推進事業費				
補助金	4,000	4,000	0	県補助金
預金利息	1	1	0	
雑収入等	0	0	0	
小 計	4,001	4,001	0	
救済援護事業費				
補助金	4,700	4,700	0	県補助金
繰越金	2,891	3,710	△ 819	R6からの繰越額
寄附金	2,000	2,000	0	交推協宛て寄附
預金利息	1	1	0	
雑収入等	0	0	0	
小 計	9,592	10,411	△ 819	
計	13,593	14,412	△ 819	

支出の部

科 目	7年度予算額(A)	6年度予算額(B)	比較増減(A-B)	備 考
交通安全推進事業費				
報償費	235	150	85	額・盾購入等
旅費	10	5	5	
印刷消耗費	2,100	1,705	395	チラシ・ポスター等の製作
食糧費	10	10	0	弁当代
通信運搬費	27	1	26	切手等
使用料及び賃借料	140	200	△ 60	イベント会場使用料等
備品購入費	0	0	0	
その他(委託料)	1,420	1,900	△ 480	イベント運営委託料等
その他(手数料)	59	30	29	振込手数料等
小 計	4,001	4,001	0	
救済援護事業費				
運営費				
人件費	2,700	2,700	0	書記1名
報償費	0	5	△ 5	賞状・額購入
旅費	5	5	0	書記旅費
印刷消耗費	400	400	0	文具・消耗品等
光熱水費	23	30	△ 7	県庁舎使用に伴う負担金
通信運搬費	48	50	△ 2	iPad通信料等
使用料及び賃借料	40	20	20	県庁舎使用料等
備品購入費	0	0	0	
その他(手数料)	25	30	△ 5	振込手数料
内 計	3,241	3,240	1	
援護事業費				
援護事業費 計	2,610	2,330	280	交通事故遺児への助成
新規交通遺児激励金	150	60	90	
入学祝金	100	250	△ 150	
修学旅行助成金	130	220	△ 90	
家族ふれあい旅行助成金	50	100	△ 50	
クリスマスプレゼント助成金	340	420	△ 80	
中学卒業祝金	600	500	100	
文化・スポーツ鑑賞助成金	340	420	△ 80	
高校生等育英支援金	900	360	540	
その他	0	0	0	
印刷消耗費	200	400	△ 200	チラシ・ポスター等の製作
通信運搬費	0	10	△ 10	
その他(委託料)	70	70	0	チラシデザイン委託料
寄附金(積立)	1,800	1,800	0	大分県交通事故遺児等援護基金積立
予備費	1,671	2,561	△ 890	
内 計	6,351	7,171	△ 820	
小 計	9,592	10,411	△ 819	
合 計	13,593	14,412	△ 819	

第4号議案

九州製鉄所大分地区交通安全推進会の協議会脱会に伴う要綱の改正について

九州製鉄所大分地区交通安全推進会が解散したことに伴い、大分県交通安全推進協議会より脱会するもの。

それに併せて、大分県交通安全推進協議会要綱第4条により定められた「大分県交通安全推進協議会構成団体名簿」及び第5条第2項の5により定められた「大分県交通安全推進協議会役員名簿」を改正するもの。

令和 7 年 3 月 2 1 日

各 位

九州製鉄所大分地区 交通安全推進会

会長 麻生 洋祐

交通安全推進会解散のお知らせ

拝 啓

春寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の活動をご理解、ご支援いただきまして厚く御礼申し上げます。

九州製鉄所大分地区交通安全推進会は、約 5 0 有余年、大分地区の製鉄業に携わる関係事業所の社員のみなさまとご家族の幸せを願い、交通安全意識を高める活動を行ってまいりました。

諸事情により大変急ではありますが、その活動はこの 3 月末をもって終え、当会は解散することになりましたので、ご了承ください。これまで当会の活動に対し、多大なご支援を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、今後も益々のご健勝とご多幸を祈念いたします。本当にありがとうございました。

敬 具

大分県交通安全推進協議会要綱(見え消し)

(名称)

第1条 この協議会は、大分県交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指して、関係機関及び団体等の有機的な連絡協調を図り、もって県下における交通安全運動、交通安全教育並びに交通遺児及びその家族(以下「交通遺児等」という。)に対する救済援護活動等を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全運動に関すること。
- (2) 交通安全教育に関すること。
- (3) 交通安全の調査、広聴に関すること。
- (4) 交通遺児等への救済援護活動に関すること。
- (5) 交通安全功労者等の表彰に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要があると認める事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる団体により構成する。

(役員及び委員の選任)

第5条 協議会に、次の役員及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 委員

2 役員及び委員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大分県知事をもって充てる。
- (2) 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- (3) 監事は、会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、会長が委嘱する。
- (5) 委員は別表2のとおりとする。

(任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が民法（明治29年法律第89号）第108条の規定に該当するときは、あらかじめ会長の定めた順序により、その職務を代行する。

(3) 監事は、協議会の経理を監査する。

(4) 顧問は、協議会の活動及び運営について、会長の諮問に応じ意見を述べるものとする

2 委員は、協議会の事業効果が図られるよう、その所属機関、団体において推進に努めるものとする。

(委員会)

第7条 協議会に、次の事項について審議し、決定する委員会を置く。

(1) 要綱の改廃に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

2 委員会は、毎年1回事業年度終了後会長が招集するほか、会長が必要と認めたときに招集する。

3 委員は、委員会の招集を会長に要請することができる。

4 会長は、委員会の議長となる。

5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

6 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の所属する団体の職員のうちから会長が選任する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって組織し、幹事長には大分県生活環境部生活環境企画課長の職にある者をもって充てる。

2 幹事長は、必要のつど幹事会を招集することができる。

3 幹事会は、次の事項について審議または処理する。

(1) 委員会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 委員会に付議すべき事項に関すること。

(3) 連絡調整に関すること。

(4) その他幹事会の運営に関すること。

(部会)

第10条 会長は、特別の事項を処理するため必要があるときは、関係の委員又は幹事をもって構成する部会を設置して行わせることができる。

(表彰)

第11条 協議会は、交通安全に関し、特別の功労のあった者又は団体等に対して、会長表彰を

行うものとする。

2 表彰の基準その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第13条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 補助金

(3) 利息等その他の収入

(事務局)

第14条 協議会の事務局を、大分県生活環境部生活環境企画課に置く。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年 8月 6日から施行する。

大分県交通安全対策協議会要綱は、廃止する。

この要綱は、平成 7年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成 9年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成11年 7月 1日から施行する。

改正要綱第2条及び第3条は、平成11年4月1日から適用する。

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 2月21日から施行する。

この要綱は、平成21年 1月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 2日から施行する。

この要綱は、平成29年 9月13日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年 9月 9日から施行する。

この要綱は、令和4年 8月15日から施行する。

この要綱は、令和7年 6月 3日から施行する。

別表Ⅰ

大分県交通安全推進協議会構成団体名簿

	団 体 名		団 体 名
1	(公財)大分県交通安全協会	40 41	大分県弁護士会
2	(一財)大分県自動車会議所	41 42	大分県医師会
3	(一社)大分県自動車整備振興会	42 43	大分県市町村教育委員会連合会
4	大分県自動車販売店協会	43 44	大分県立学校長協会
5	(一社)大分県バス協会	44 45	大分県中学校長会
6	(一社)大分県タクシー協会	45 46	大分県小学校長会
7	(公社)大分県トラック協会	46 47	大分県国公立幼稚園会
8	(一社)大分県自家用自動車協会	47 48	(一財)大分県私学協会
9	(一社)大分県安全運転管理協議会	48 49	大分県私立幼稚園連合会
10	(一社)大分県指定自動車教習所協会	49 50	大分県PTA連合会
11	自動車安全運転センター大分県事務所	50 51	大分県高等学校PTA連合会
12	大分県自転車・二輪車商協同組合	51 52	大分県私立中学高等学校保護者会
13	大分県二輪車普及安全協会	52 53	大分県市長会
14	(一社)日本自動車連盟大分支部	53 54	大分県町村会
15	全国共済農業協同組合連合会大分県本部	54 55	大分県消防長会
16 17	九州製鉄所大分地区交通安全推進会	55 56	大分県連合青年団
16 17	大分県交通安全母の会・(一社)大分県地域婦人団体連合会	56 57	大分合同新聞社
17 18	大分県女性ドライバー協議会	57 58	西日本新聞大分支局
18 19	(独)自動車事故対策機構大分支所	58 59	読売新聞大分支局
19 20	九州旅客鉄道(株)大分支社	59 60	朝日新聞大分総局
20 21	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所	60 61	毎日新聞大分支局
21 22	大分県運転代行事業組合	61 62	日本経済新聞大分支局
22 23	大分県商工会議所連合会	62 63	日刊工業新聞社東九州支局
23 24	大分県商工会連合会	63 64	共同通信大分支局
24 25	大分県中小企業団体中央会	64 65	時事通信大分支局
25 26	(一社)大分県建設業協会	65 66	NHK大分放送局
26 27	(一社)大分県産業資源循環協会	66 67	(株)大分放送
27 28	大分県石油商業組合	67 68	(株)テレビ大分
28 29	(一社)大分県食品衛生協会	68 69	(株)大分朝日放送
29 30	大分県飲食業生活衛生同業組合	69 70	(株)エフエム大分
30 31	大分県社交飲食業生活衛生同業組合	70 71	九州運輸局大分運輸支局
31 32	大分県酒造組合	71 72	九州地方整備局大分河川国道事務所
32 33	大分県小売酒販組合連合会	72 73	九州地方整備局佐伯河川国道事務所
33 34	(公財)大分県老人クラブ連合会	73 74	大分労働局
34 35	(福)大分県社会福祉協議会	74 75	市町村
35 36	(公社)日本ボーイスカウト大分県連盟	75 76	大分県議会
36 37	(公社)ガールスカウト大分県連盟	76 77	大分県教育庁
37 38	大分県自治会連合会	77 78	大分県警察
38 39	大分県民生委員児童委員協議会	78 79	大分県
39 40	大分県公民館連合会		78 79 団体

別表2

	役職	委 員 名
1	会長	大分県知事
2		大分県副知事
3	副会長	大分県教育長
4		大分県警察本部長
5		(公財)大分県交通安全協会会長
6		大分県交通安全母の会会長 兼(一社)大分県地域婦人団体連合会長
7	監事	大分銀行営業戦略部長
8		大分県警察本部会計課長
9	顧問	大分県議会議長
10	委員	(一財)大分県自動車会議所理事長
11	委員	(一社)大分県自動車整備振興会長
12	委員	大分県自動車販売店協会会長
13	委員	(一社)大分県バス協会会長
14	委員	(一社)大分県タクシー協会会長
15	委員	(公社)大分県トラック協会会長
16	委員	(一社)大分県自家用自動車協会会長
17	委員	(一社)大分県安全運転管理協議会会長
18	委員	(一社)大分県指定自動車教習所協会会長
19	委員	自動車安全運転センター大分県事務所長
20	委員	大分県自転車・二輪車商協同組合理事長
21	委員	大分県二輪車普及安全協会会長
22	委員	(一社)日本自動車連盟大分支部長
23	委員	全国共済農業協同組合連合会大分県本部長
24	委員	九州製鉄所大分地区交通安全推進会会長
24	委員	大分県女性ドライバー協議会会長
25	委員	(独)自動車事故対策機構大分支部長
26	委員	九州旅客鉄道(株)大分支部長
27	委員	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所長
28	委員	大分県運転代行事業組合代表理事
29	委員	大分県商工会議所連合会長
30	委員	大分県商工会連合会長
31	委員	大分県中小企業団体中央会長
32	委員	(一社)大分県建設業協会会長
33	委員	(一社)大分県産業資源循環協会会長
34	委員	大分県石油商業組合理事長
35	委員	(一社)大分県食品衛生協会会長
36	委員	大分県飲食業生活衛生同業組合理事長
37	委員	大分県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
38	委員	大分県酒造組合会長
39	委員	大分県小売酒販組合連合会会長
40	委員	(公財)大分県老人クラブ連合会長
41	委員	(福)大分県社会福祉協議会会長

	役職	委 員 名
42	委員	(公社)日本ボーイスカウト大分県連盟長
43	委員	(公社)ガールスカウト大分県連盟長
44	委員	大分県自治会連合会長
45	委員	大分県民生委員児童委員協議会会長
46	委員	大分県公民館連合会長
47	委員	大分県弁護士会長
48	委員	大分県医師会長
49	委員	大分県市町村教育委員会連合会長
50	委員	大分県立学校長協会会長
51	委員	大分県中学校長会長
52	委員	大分県小学校長会長
53	委員	大分県国公立幼稚園・こども園会会長
54	委員	(一財)大分県私学協会会長
55	委員	大分県私立幼稚園連合会長
56	委員	大分県PTA連合会会長
57	委員	大分県高等学校PTA連合会長
58	委員	大分県私立中学高等学校保護者会長
59	委員	大分県市長会長
60	委員	大分県町村会長
61	委員	大分県消防長会長
62	委員	大分県連合青年団長
63	委員	大分合同新聞社長
64	委員	西日本新聞大分支部長
65	委員	読売新聞大分支部長
66	委員	朝日新聞大分総局長
67	委員	毎日新聞大分支部長
68	委員	日本経済新聞大分支部長
69	委員	日刊工業新聞社東九州支局長
70	委員	共同通信大分支部長
71	委員	時事通信大分支部長
72	委員	NHK大分放送局長
73	委員	(株)大分放送社長
74	委員	(株)テレビ大分社長
75	委員	(株)大分朝日放送社長
76	委員	(株)エフエム大分社長
77	委員	九州運輸局大分運輸支局長
78	委員	九州地方整備局大分河川国道事務所長
79	委員	九州地方整備局佐伯河川国道事務所長
80	委員	大分労働局長
81	委員	大分県議会福祉保健生活環境委員長
82	委員	大分県警察本部交通部長
83	委員	大分県生活環境部長

大分県交通安全推進協議会要綱(改正案)

(名称)

第1条 この協議会は、大分県交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指して、関係機関及び団体等の有機的な連絡協調を図り、もって県下における交通安全運動、交通安全教育並びに交通遺児及びその家族(以下「交通遺児等」という。)に対する救済援護活動等を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全運動に関すること。
- (2) 交通安全教育に関すること。
- (3) 交通安全の調査、広聴に関すること。
- (4) 交通遺児等への救済援護活動に関すること。
- (5) 交通安全功労者等の表彰に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要があると認める事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる団体により構成する。

(役員及び委員の選任)

第5条 協議会に、次の役員及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 委員

2 役員及び委員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大分県知事をもって充てる。
- (2) 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- (3) 監事は、会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、会長が委嘱する。
- (5) 委員は別表2のとおりとする。

(任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が民法（明治29年法律第89号）第108条の規定に該当するときは、あらかじめ会長の定めた順序により、その職務を代行する。

(3) 監事は、協議会の経理を監査する。

(4) 顧問は、協議会の活動及び運営について、会長の諮問に応じ意見を述べるものとする

2 委員は、協議会の事業効果が図られるよう、その所属機関、団体において推進に努めるものとする。

(委員会)

第7条 協議会に、次の事項について審議し、決定する委員会を置く。

(1) 要綱の改廃に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

2 委員会は、毎年1回事業年度終了後会長が招集するほか、会長が必要と認めたときに招集する。

3 委員は、委員会の招集を会長に要請することができる。

4 会長は、委員会の議長となる。

5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

6 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の所属する団体の職員のうちから会長が選任する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって組織し、幹事長には大分県生活環境部生活環境企画課長の職にある者をもって充てる。

2 幹事長は、必要のつと幹事会を招集することができる。

3 幹事会は、次の事項について審議または処理する。

(1) 委員会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 委員会に付議すべき事項に関すること。

(3) 連絡調整に関すること。

(4) その他幹事会の運営に関すること。

(部会)

第10条 会長は、特別の事項を処理するため必要があるときは、関係の委員又は幹事をもって構成する部会を設置して行わせることができる。

(表彰)

第11条 協議会は、交通安全に関し、特別の功労のあった者又は団体等に対して、会長表彰を

行うものとする。

2 表彰の基準その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第13条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 補助金

(3) 利息等その他の収入

(事務局)

第14条 協議会の事務局を、大分県生活環境部生活環境企画課に置く。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年 8月 6日から施行する。

大分県交通安全対策協議会要綱は、廃止する。

この要綱は、平成 7年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成 9年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成11年 7月 1日から施行する。

改正要綱第2条及び第3条は、平成11年4月1日から適用する。

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 2月21日から施行する。

この要綱は、平成21年 1月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 2日から施行する。

この要綱は、平成29年 9月13日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年 9月 9日から施行する。

この要綱は、令和4年 8月15日から施行する。

この要綱は、令和7年 6月 3日から施行する。

別表Ⅰ

大分県交通安全推進協議会構成団体名簿

	団 体 名		団 体 名
1	(公財)大分県交通安全協会	40	大分県弁護士会
2	(一財)大分県自動車会議所	41	大分県医師会
3	(一社)大分県自動車整備振興会	42	大分県市町村教育委員会連合会
4	大分県自動車販売店協会	43	大分県立学校長協会
5	(一社)大分県バス協会	44	大分県中学校長会
6	(一社)大分県タクシー協会	45	大分県小学校長会
7	(公社)大分県トラック協会	46	大分県国公立幼稚園会
8	(一社)大分県自家用自動車協会	47	(一財)大分県私学協会
9	(一社)大分県安全運転管理協議会	48	大分県私立幼稚園連合会
10	(一社)大分県指定自動車教習所協会	49	大分県PTA連合会
11	自動車安全運転センター大分県事務所	50	大分県高等学校PTA連合会
12	大分県自転車・二輪車商協同組合	51	大分県私立中学高等学校保護者会
13	大分県二輪車普及安全協会	52	大分県市長会
14	(一社)日本自動車連盟大分支部	53	大分県町村会
15	全国共済農業協同組合連合会大分県本部	54	大分県消防長会
16	大分県交通安全母の会・(一社)大分県地域婦人団体連合会	55	大分県連合青年団
17	大分県女性ドライバー協議会	56	大分合同新聞社
18	(独)自動車事故対策機構大分支所	57	西日本新聞大分支局
19	九州旅客鉄道(株)大分支社	58	読売新聞大分支局
20	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所	59	朝日新聞大分総局
21	大分県運転代行事業組合	60	毎日新聞大分支局
22	大分県商工会議所連合会	61	日本経済新聞大分支局
23	大分県商工会連合会	62	日刊工業新聞社東九州支局
24	大分県中小企業団体中央会	63	共同通信大分支局
25	(一社)大分県建設業協会	64	時事通信大分支局
26	(一社)大分県産業資源循環協会	65	NHK大分放送局
27	大分県石油商業組合	66	(株)大分放送
28	(一社)大分県食品衛生協会	67	(株)テレビ大分
29	大分県飲食業生活衛生同業組合	68	(株)大分朝日放送
30	大分県社交飲食業生活衛生同業組合	69	(株)エフエム大分
31	大分県酒造組合	70	九州運輸局大分運輸支局
32	大分県小売酒販組合連合会	71	九州地方整備局大分河川国道事務所
33	(公財)大分県老人クラブ連合会	72	九州地方整備局佐伯河川国道事務所
34	(福)大分県社会福祉協議会	73	大分労働局
35	(公社)日本ボーイスカウト大分県連盟	74	市町村
36	(公社)ガールスカウト大分県連盟	75	大分県議会
37	大分県自治会連合会	76	大分県教育庁
38	大分県民生委員児童委員協議会	77	大分県警察
39	大分県公民館連合会	78	大分県
			78団体

別表2

	役職	委 員 名
1	会長	大分県知事
2	副会長	大分県副知事
3		大分県教育長
4		大分県警察本部長
5		(公財)大分県交通安全協会会長
6		大分県交通安全母の会会長 兼(一社)大分県地域婦人団体連合会長
7	監事	大分銀行営業戦略部長
8		大分県警察本部会計課長
9	顧問	大分県議会議長
10	委員	(一財)大分県自動車会議所理事長
11	委員	(一社)大分県自動車整備振興会長
12	委員	大分県自動車販売店協会会長
13	委員	(一社)大分県バス協会会長
14	委員	(一社)大分県タクシー協会会長
15	委員	(公社)大分県トラック協会会長
16	委員	(一社)大分県自家用自動車協会会長
17	委員	(一社)大分県安全運転管理協議会長
18	委員	(一社)大分県指定自動車教習所協会会長
19	委員	自動車安全運転センター大分県事務所長
20	委員	大分県自転車・二輪車商協同組合理事長
21	委員	大分県二輪車普及安全協会会長
22	委員	(一社)日本自動車連盟大分支部長
23	委員	全国共済農業協同組合連合会大分県本部長
24	委員	大分県女性ドライバー協議会長
25	委員	(独)自動車事故対策機構大分支部長
26	委員	九州旅客鉄道(株)大分支社長
27	委員	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所長
28	委員	大分県運転代行業者組合代表理事
29	委員	大分県商工会議所連合会長
30	委員	大分県商工会連合会長
31	委員	大分県中小企業団体中央会長
32	委員	(一社)大分県建設業協会会長
33	委員	(一社)大分県産業資源循環協会会長
34	委員	大分県石油商業組合理事長
35	委員	(一社)大分県食品衛生協会会長
36	委員	大分県飲食業生活衛生同業組合理事長
37	委員	大分県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
38	委員	大分県酒造組合会長
39	委員	大分県小売酒販組合連合会会長
40	委員	(公財)大分県老人クラブ連合会長
41	委員	(福)大分県社会福祉協議会長

	役職	委 員 名
42	委員	(公社)日本ボーイスカウト大分県連盟長
43	委員	(公社)ガールスカウト大分県連盟長
44	委員	大分県自治会連合会長
45	委員	大分県民生委員児童委員協議会長
46	委員	大分県公民館連合会長
47	委員	大分県弁護士会長
48	委員	大分県医師会長
49	委員	大分県市町村教育委員会連合会長
50	委員	大分県立学校長協会会長
51	委員	大分県中学校長会長
52	委員	大分県小学校長会長
53	委員	大分県国公立幼稚園・こども園会会長
54	委員	(一財)大分県私学協会会長
55	委員	大分県私立幼稚園連合会長
56	委員	大分県PTA連合会会長
57	委員	大分県高等学校PTA連合会長
58	委員	大分県私立中学高等学校保護者会長
59	委員	大分県市長会長
60	委員	大分県町村会長
61	委員	大分県消防長会長
62	委員	大分県連合青年団長
63	委員	大分合同新聞社長
64	委員	西日本新聞大分支局長
65	委員	読売新聞大分支局長
66	委員	朝日新聞大分総局長
67	委員	毎日新聞大分支局長
68	委員	日本経済新聞大分支局長
69	委員	日刊工業新聞社東九州支局長
70	委員	共同通信大分支局長
71	委員	時事通信大分支局長
72	委員	NHK大分放送局長
73	委員	(株)大分放送社長
74	委員	(株)テレビ大分社長
75	委員	(株)大分朝日放送社長
76	委員	(株)エフエム大分社長
77	委員	九州運輸局大分運輸支局長
78	委員	九州地方整備局大分河川国道事務所長
79	委員	九州地方整備局佐伯河川国道事務所長
80	委員	大分労働局長
81	委員	大分県議会福祉保健生活環境委員長
82	委員	大分県警察本部交通部長
83	委員	大分県生活環境部長